日本海事センター
JMC
補助事業

会報

第139号

公益社団法人
日本海海難防止協会

日本海海難防止協会は、本州日本海沿岸(山口県を除く)及び付近水域における、海上交通の安全に寄与するため、次の事業を行っております。

(1) 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

(2) 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

(3) 海難防止に関する事項の周知宣伝

(4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

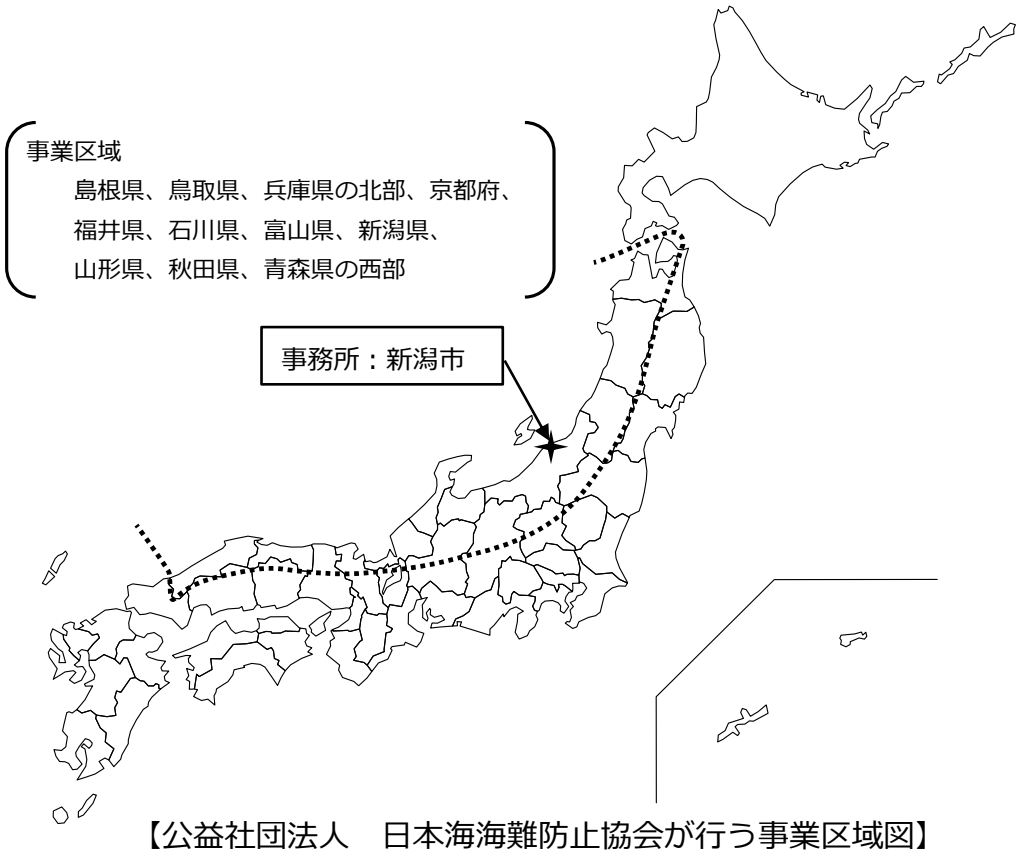

【公益社団法人　日本海海難防止協会が行う事業区域図】

アクセス

○新潟駅(JR 信越線)から

徒歩　約 25 分、ﾀｸｼｰ利用　約 10 分、

ﾊﾞｽ利用　新潟交通　北ふ頭　約 20 分

北ふ頭　停留所下車徒歩約 5 分

○新潟空港から

ﾀｸｼｰ利用　約 20 分、ﾊﾞｽ利用　北ふ頭　約 20 分

○車

国道 113 号線竜が島郵便局前交差点を左折直進、信号を一つ通過後右折し約 50m

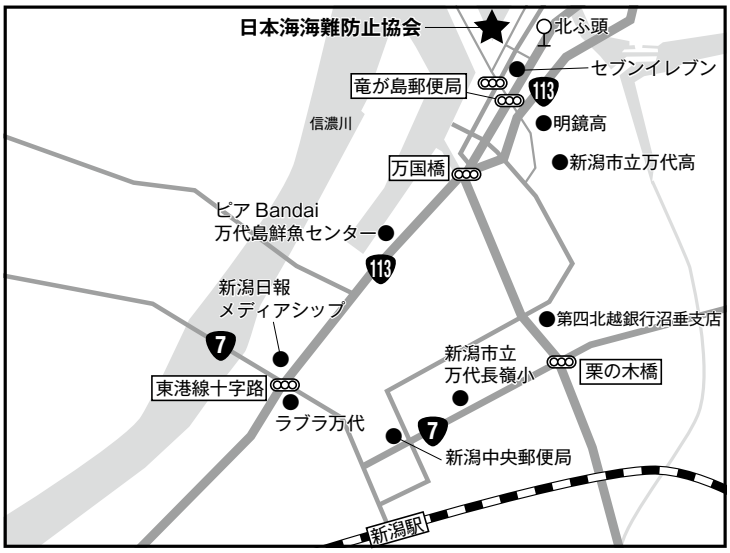

目　　次

Ⅰ　事 業 報 告

Ⅰ－１　調査研究 1

１　(仮称)新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査 1

1-1　第３回委員会 1

Ⅰ－２　全国海難防止強調運動の推進 2

１　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議 5

２　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議 7

３　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議 8

Ⅱ　会　務

Ⅱ－１　令和５年度第１回理事会 9

Ⅱ－２　令和５年度事業推進連絡会議 10

Ⅱ－３　令和５年度通常総会 11

Ⅱ－４　令和５年度第２回理事会 25

Ⅱ－５　業務予定 26

Ⅲ　海の安全情報

Ⅲ－１　霧海難防止活動の実施について 27

Ⅲ－２　夏季安全推進活動を実施します！ 29

Ⅲ－３　荒天時の走錨等に起因する事故の防止に向けて 31

Ⅲ－４　ミニボートの事故に注意！ 33

Ⅲ－５　台風シーズン到来！走錨に注意 35

Ⅲ－６　海上安全指導員制度について 36

Ⅳ　寄 稿 欄

舞鶴の神様たち（熊野神社） 40

Ⅰ　事 業 報 告

Ⅰ－１　調査研究

１（仮称）新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）	矢吹　英雄	東京海洋大学　名誉教授
	髙橋　　勝	海上保安大学校　名誉教授
	松田　洋和	一般社団法人日本船長協会　副会長
	栖原　陽一	新潟水先区水先人会　会長
	逸見　幸利	日本内航海運組合総連合会　海務部部長
	菅原　裕之	新潟港船舶代理店会　事務局
	竹内　一男	岩船港利用促進協議会　会長
	神丸　正広	粟島汽船株式会社　運航管理者
	磴　　浩宣	日本海洋石油資源開発株式会社　取締役新潟鉱業所長
	野澤　晴東	新潟漁業協同組合北蒲原支所　支部長
	脇坂三重城	新潟漁業協同組合岩船港支所　支部長

「関係官公庁」

第九管区海上保安本部　交通部
新潟海上保安部
北陸信越運輸局　海事部
新潟地方気象台
新潟県交通政策局
新潟県農林水産部
村上市
胎内市

1-1　第３回委員会

(1)　開 催 日：令和５年４月 12 日(水)
(2)　場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3)　議　　題：
　①　ウインドファームの航行安全について
　②　洋上風力発電設備等の維持管理について
　③　航行安全対策について
　④　報告書構成案について

Ⅰ－２　全国海難防止強調運動の推進

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要があるとして、今年も海の月間に合わせて、７月16日から31日までの16日間を「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、「海の事故ゼロキャンペーン」が行われます。

運動方針

(1) 重点事項

①「小型船舶の海難防止」

②「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

④「ふくそう海域等の安全性の確保」

(2) 推進項目

①　「小型船舶の海難防止」に関する推進項目

イ　プレジャーボートの発航前検査の徹底及び整備事業者等による定期的な点検整備の推奨

プレジャーボートによる船舶事故は全体の約５割を占め、特に機関故障の割合が高い傾向にあることから、発航前検査の徹底を図るとともに整備事業者等による定期的な点検整備の重要性について、積極的に周知啓発し、運航者の安全意識の向上を図る。

ロ　漁船の適切な見張り及び気象海象の把握の徹底

漁船の船舶事故は衝突によるものが最多であり、その原因は、見張り不十分によるものが最多である。また、死者・行方不明者を伴う船舶事故の半数を漁船が占めており、その原因は、気象海象の不注意から生じる転覆によるものが多いことから、適切な見張り及び気象海象の把握の徹底を図る。

ハ　多様化・活発化するマリンレジャーの安全対策

近年、カヌー・ＳＵＰ等のマリンレジャーが多様化・活発化しており、これらは小型船舶操縦士免許や検査の不要なものが多く海に関する基礎知識が少ない者が利用していることもあるため、マリンレジャーごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、ＳＮＳ等を用いた情報発信等を積極的に行い、マリンレジャー愛好者の安全意識の向上を図る。

ニ　海の安全情報を利活用した啓発

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリンレジャー愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を海の安全情報にて発信することで、安全意識の向上を図る。

②　「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

貨物船やタンカー等の大型船舶による衝突海難を防止するため、常時適切な見張りの徹底や船舶間のコミュニケーションの促進にかかる意識の啓発を図る。

イ　常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な進行により衝突に至る事故が多いことから、ＢＲＭの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

ロ　船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

・　早めに相手船にわかりやすい動作をとる。
・　ＶＨＦや汽笛信号等を活用する。
・　ＡＩＳ情報を活用するとともに、正しい情報を入力する。

ハ　漁ろう中の船舶との衝突防止

漁ろう中の船舶は、投揚網、漁場移動等に伴い急な発進・停止等不測の動きをする場合があることから、特に動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心掛ける。

③　「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、浮力の確保、連絡手段の確保、速やかな救助要請という３点が重要であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船等に対し自己救命策の確保(ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、「１１８番」や「NET１１８」の活用)に関する周知徹底を図る。

加えて、事故発生時における早期の通報、ひいては迅速な救助につなげるため、家族や友人、関係者に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定時連絡することも有効であると周知する。

なお、ライフジャケットの着用については、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、小型船舶に乗船する者へ義務範囲が拡大されたことも踏まえた推進活動を実施する。

④　「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

異常気象等に起因する船舶事故を防止するための制度について、リーフレットやホームページ(走錨事故防止ポータルサイト等)を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取組の徹底を図る。また、令和５年６月１日から和歌山県潮岬沖の推薦航路が運用開始となることから、同航路における航行ルールが定着されるよう周知徹底を図る。

東北地方（第二管区海上保安本部）、日本海中部地方（第九管区海上保安本部）、日本海西部地方（第八管区海上保安本部）において、安全指導・訪船指導などの各種行事が展開される予定で、詳細は各地方の海難防止強調運動推進連絡会議から周知されます。

次ページ以降、各地方推進連絡会議の状況を紹介しています。

1　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1)　開 催 日：令和５年６月 19 日(月)

(2)　場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

(3)　出 席 者：別記のとおり

(4)　会議次第：

①　主催者挨拶

第九管区海上保安本部交通部　交通部長

②　議　　事

日本海中部地方における海の事故ゼロキャンペーンについて

③　連絡事項

イ　第九管区海上保安本部　交通部

第九管区海上保安本部の取組み

ロ　新潟海上保安部

新潟海上保安部における活動

ハ　信越総合通信局　無線通信部

信越局管内における国際 VHF、簡易型 AIS 及び AIS を設置する船舶局数

ニ　北陸信越運輸局　海事部

旅客船の設備等の点検・整備及び舶用機関のトラブル防止のための日常・定期点検整備

ホ　水産庁　新潟漁業調整事務所

漁船海難防止のための取組み

ヘ　新潟地方気象台

「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用等

ト　その他

別　記　　出 席 者 名 簿　　（順不同・敬称略）

構成機関・団体		役　職　等	氏　　名
官公庁機関	信越総合通信局 無線通信部	無線通信課長	傳田　剛
	北陸信越運輸局 海事部	首席運航労務監理官	片倉　勝
	北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	沿岸防災対策室　沿岸防災対策官	玉木　基夫
	新潟地方気象台	気象防災情報調整官	中村　誠
	水産庁 新潟漁業調整事務所	漁業監督課長	原村　新一
	新潟県 防災局	危機対策課　主任	松田　千夏
	新潟県警察本部 地域部	地域課　課長補佐	仲丸　慎一
関係団体	船員災害防止協会 北陸信越支部		（欠）
	公益社団法人北陸信越海事広報協会	常務理事	大井戸 佐紀夫
	北陸信越旅客船協会	常務理事	土井　秀樹
	一般財団法人日本気象協会 新潟支店	主任技師	関根　正敏
	日本小型船舶検査機構 新潟支部		（欠）
	一般社団法人日本海事検定協会 新潟事業所		（欠）
	全日本海員組合 新潟支部		（欠）
	新潟県港湾協会	新潟県交通政策局港湾整備課　主事	羽賀　知春
	新潟県水難救済会	事務局	田原　研二
	新潟県漁業協同組合連合会		（欠）
	新潟内航海運組合	理事長	阿部　正春
	新潟水先区水先人会	会長	栖原　陽一
	新潟海洋少年団		（欠）
	ＰＷ安全協会 新潟支部	支部長	難波　一夫
	新潟県セーリング連盟		（欠）
主催	第九管区海上保安本部 交通部	部長 航行安全課長 安全対策課長 安全対策課 安全対策第一係長 安全対策課 安全対策第二係	平野　宏志 萩尾　努 中野谷　隆 中山　喬平 菊田　司
	新潟海上保安部	次長 交通課　専門官	小野　裕也 佐藤　博
	公益財団法人海上保安協会 新潟地方本部	事務局長	木村　康男
	公益社団法人日本海海難防止協会	専務理事 総務部長 事業部長 事業部　主任調査員 事業部　調査員	安藤　眞博 大橋　功 高野　修 花棚　景子 村山　香

（事務局：公益社団法人 日本海海難防止協会）

２　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

第１号議案　令和４年度事業報告について

第２号議案　令和５年度事業計画について

（構成員）

団 体・機 関 名	備 考
船員災害防止協会 東北支部	
全日本海員組合 東北地方支部	副議長
東北漁業無線協会	
東北港運協会	
東北内航海運組合	
東北旅客船協会	
一般社団法人日本マリン事業協会東北支部	副議長
ＮＰＯ法人 ﾊﾟｰｿﾅﾙｳｫｰﾀｰｸﾗﾌﾄ安全協会東北地方本部	
公益社団法人東北海事広報協会	
一般財団法人日本海洋ﾚｼﾞｬｰ安全・振興協会東北事務所	
一般財団法人日本気象協会東北支社	
株式会社日本船舶職員養成協会東北	
日本舶用機関整備協会 東北支部	
公益社団法人日本海海難防止協会	
公益財団法人海上保安協会東北地方本部	議 長
一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部	
青森県海難防止強調運動推進連絡会	
岩手地区海難防止強調運動推進連絡会議	
宮城地区海難防止強調運動推進連絡会議	
秋田県海難防止強調運動推進連絡会議	
山形県海難防止強調運動推進連絡会議	
福島県海難防止強調運動推進連絡会議	
東北総合通信局	
東北地方整備局	
東北運輸局	
仙台管区気象台	
運輸安全委員会事務局仙台事務所	
仙台地方海難審判所	
第二管区海上保安本部	

（事務局：公益財団法人 海上保安協会東北地方本部）

３　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議

議事　(1) 令和４年度の海難発生状況について

(2) 令和４年度日本海西部地方海の事故ゼロキャンペーンの活動状況について

(3) 令和５年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について

(4) 令和５年度日本海西部地方海の事故ゼロキャンペーン実施計画について

（構成員）

団 体・機 関 名	備　　考
公益財団法人海上保安協会舞鶴地方本部	議 長
公益社団法人日本海海難防止協会	
公益社団法人近畿海事広報協会	
海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議 福井地区	
〃　京都地区	
〃　兵庫北地区	
〃　境地区	
〃　石見地区	
北陸総合通信局	
近畿総合通信局	
中国総合通信局	
境港漁業調整事務所	
中部運輸局	
近畿運輸局	
神戸運輸監理部	
中国運輸局	
近畿地方整備局	
運輸安全委員会事務局　神戸事務所	
〃　広島事務所	
神戸地方海難審判所	
広島地方海難審判所	
大阪管区気象台	
第八管区海上保安本部	

（事務局：公益財団法人 海上保安協会舞鶴地方本部）

Ⅱ　会　務

Ⅱ－１　令和５年度第１回理事会

令和５年度第１回理事会を令和５年５月 19 日(金)ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟において、理事 14 名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項３件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

第１号議案と第２号議案については、６月 16 日(金)開催の令和５年度通常総会で審議されました。

決議事項

第１号議案　令和４年度の事業報告及び決算の書類の承認について

(16～23 ページ参照)

第２号議案　役員候補者の選任について（24 ページ参照)

報告事項

業務を執行する理事の職務の執行の状況について

Ⅱ－２　令和５年度事業推進連絡会議

１　開　催　日　令和５年５月 23 日(火)

２　場　　所　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

３　出　席　者　下表のとおり

４　議　　事

(1)　航行安全及び海難防止に関する調査研究について

(2)　海難防止に関する周知宣伝について

(3)　航行安全に関する意見交換について

(4)　その他

出　席　者　名　簿　　(順不同・敬称略)

構成機関・団体	役職等	氏名
第二管区海上保安本部　交通部	航行安全課長	冨田　一志
〃	安全対策課長	佐藤　　学
第八管区海上保安本部　交通部	航行安全課長	川端　成記
第九管区海上保安本部　交通部	航行安全課長	萩尾　　努
〃	安全対策課長	中野谷　隆
第九管区海上保安本部　海洋情報部	監理課長	石田　雄三
(公財)海上保安協会　新潟地方本部	事務局長	木村　康男
新潟県水難救済会	事務局長	関口　史洋
(公社)日本海海難防止協会	専務理事	安藤　眞博
〃	総務部長	大橋　　功
〃	事業部長	高野　　修
〃	事業部　主任調査員	花棚　景子
〃	事業部　調査員	村山　　香

Ⅱ－３　令和５年度通常総会

１　開　催　日　　令和５年６月 16 日(金)

２　場　　所　　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(新潟市中央区万代５丁目 11 番 20 号)

３　正会員数及び定足数　　総数　206 名、定足数　104 名

４　出 席 者 数

(1) 出席正会員　　57 名(うち代理出席者 22 名)

(2) 書面表決　正会員　140 名

５　会長の挨拶　　南波　秀憲（㈱リンコーコーポレーション取締役会長）

令和５年度の通常総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様にはご多用のところご出席をいただき、このように総会が開催できますことを心から感謝申し上げます。また、日頃から、当協会の事業活動・運営にご理解とご協力を頂いておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本日の総会におきましては、令和４年の事業報告及び決算の書類の承認、役員の選任についてご審議をいただき、令和５年度の事業計画と収支予算についてご報告申し上げることとしております。

本年はＧ７サミットの議長国が我が国となり、５月 11 日から 13 日までの間、ここ新潟市で財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、それに続く５月 19 日から 23 日の間、首脳会議が広島で開催されました。

会議では、ロシアによるウクライナ侵攻の問題、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、インド太平洋を含む地域情勢、核軍縮及び核不拡散、経済安全保障、さらには気候変動、保健、開発といった地球規模の課題が話し合われたと報道されております。

この様に私たちを取り巻く環境は、今、大きな転換期を迎えております。気候変動問題への対応、国際情勢の変化、「With コロナ」などの影響もあり、私たちの暮らしや健康、社会ニーズも大きく変容しています。

当協会の事業エリア内でも、政府が進める成長戦略実行計画やエネルギー基本計画で示される洋上風力発電に関連し、昨年９月に「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」が新たに再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、この４月には、秋田港、能代港に加え、新たに新潟港が洋上風力発電の基地港湾として指定されました。

また、コロナ禍で冷え込んでいた大型クルーズ客船の日本海側各港への寄港も回復傾向にあります。

当協会におきましては、引続き事業者や自治体からの委託を受け、洋上風力発電事業計画や大型クルーズ船等に関する航行安全の調査研究を行うとともに、環境の変化に対応した航行安全対策を、しっかり提案して行くこととしております。

さて、今年度も７月 16 日からは「令和５年度海の事故ゼロキャンペーン」が始まります。６月 19 日には当協会が事務局となりまして日本海中部地方の推進連絡会議を新潟市において開催することとしています。

痛ましい海の事故を減らしていくためには、海事関係者のみならず、普段、海への関わりが少ない方々も含めての事故防止啓発活動が必要であり、機会を捉えて、地道な活動を展開していきたいと思っております。

会員の皆様と共に、より一層、航行の安全及び海難の防止に寄与して参いりたいと存じますので、運輸局、海上保安本部をはじめとします関係機関の皆様には引き続き、ご支援とご指導をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝と、ますますの発展を祈念いたしましてご挨拶といたします。

会長挨拶

６　来賓からの祝辞

第九管区海上保安本部長　倉田　雄二　様

只今、ご紹介頂きました第九管区海上保安本部の倉田でございます。

本日、令和５年度公益社団法人日本海海難防止協会通常総会が盛大に開催されましたことを、心から御祝い申し上げますとともに、南波会長はじめ会員の皆様には、平素から海上保安業務に、格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、先月新潟市で開催されました「Ｇ７新潟財務大臣・中央銀行総裁会議」の際には、会員の皆様にも自主警戒の強化や周辺海域の航行自粛に協力いただき、当本部としましても、無事に任務を果たすことができました。重ねて御礼申し上げます。

さて、貴協会におかれましては、昭和53年に中部日本海海難防止協会として設立されて以来、変遷を経て、現在は公益社団法人日本海海難防止協会として、長きにわたり、日本海での船舶の航行安全や海難防止といった海上交通の安全等のために尽力されており、その多大なる功績に心から敬意を表したいと思います。

特に、近年、日本海側では、秋田沖、酒田沖、胎内沖をはじめとして、多くの洋上風力発電事業計画が推進、あるいは推進されつつありますが、貴協会におかれましては、洋上風力発電事業にかかる航行安全対策の調査検討や、毎年７月、官民一体となって取り組んでおります『海の事故ゼロキャンペーン』に尽力いただくとともに、海難防止の啓蒙のために、ポスターや啓発グッズの作成にも協力いただいており、例えば「海のあいうえお表」は子供たちに海での安全意識を大きく向上させることにもつながるなど、貴協会におかれましては、豊富な知見に基づいて多岐にわたり貢献されるなど、今後も貴協会の果たされる役割はますます重要なものとなっていくものと考えています。

当庁におきましては、昨年４月に発生した知床半島沖での観光船の痛ましい事故を踏まえて、全庁あげて同種事故の防止等に努めてきたところですが、今年１月、巡視船えちごが浅瀬に乗り揚げるという事故が発生しました。海難防止を呼びかけ、海上の安全を確保する立場にある海上保安庁自身がこのような事故を起こし、皆様にも大変な不安を生じさせてしまい誠に申し訳ありません。我々としましては、二度とこのような事故を起こさないとの強い信念を持ち、再発防止はもとより、損ねた信頼の回復に努めるとともに、日本海側を管轄する第二、第八、第九管区海上保安本部が連携し、日本海での海上の安全や海難事故の防止に全力で取り組む所存ですので、引き続きまして、貴協会はじめご臨席の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人日本海海難防止協会の更なるご発展と、ご臨席の皆様の益々のご健勝を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせて頂きます。

北陸信越運輸局海事部長　生駒　豊　様

ただいまご紹介にあずかりました北陸信越運輸局海事部長の生駒と申します。

本来であれば局長の平井がご挨拶を申し上げるところでありますが、公務の都合で出席がかなわないため、私が祝辞を代読させていただきます。

本日、ここに「公益社団法人日本海海難防止協会」の令和５年度通常総会が関係各位のご

列席のもと開催されますことを心からお慶び申し上げます。

皆様方には、平素より海事行政をはじめとする国土交通行政に対しまして、格別なご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴協会では昨年は村上市・胎内市沖での洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査に取り組むなど、青森県から島根県までの日本海沿岸海域での船舶の航行安全等に係る調査研究、海難防止のための周知宣伝・啓蒙活動など、海上交通の安全に貢献されていることに関しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、知床遊覧船事故から１年が経過しました。「知床遊覧船事故対策検討委員会」から昨年 12 月に「旅客船の総合的な安全･安心対策」が取りまとめられ、本年５月に安全対策や罰則の強化を盛り込んだ海上運送法などの改正法が公布されました。当運輸局としましても、昨年の事故以来、緊急安全点検を始めハッチカバーの閉鎖確認調査など行ってまいりましたが、さらなる旅客船の総合的な安全・安心対策に取り組んでまいります。

このほか、各種安全対策に取り組み、今後も皆様方と連携して海難事故の削減に取り組んでいきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、「公益社社団法人日本海海難防止協会」の益々のご発展と、そして本日ご列席の皆様、会員の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。

７　議　　案

決議事項

第１号議案　令和４年度の事業報告及び決算の書類の承認について

（16～23 ページ参照）

第２号議案　役員の選任について　　（24 ページ参照）

報告事項

令和５年度の事業計画書及び収支予算書等について

（会報前号９～15 ページ参照）

８　議事の経過概要

定款第 16 条の規定に基づき南波会長が議長となり、議案の審議を開始し、第１号、第２号議案が異議なく満場一致で承認されました。なお、書面での表決は賛成 140 名でありました。

また、令和５年度の事業計画書及び収支予算書等について報告して総会を終了しました。

９　付　　記

今回、総会に先立ち、約 34 年の長きにわたり公益社団法人日本海海難防止協会の理事としてご尽力頂き、このほど理事、副会長を退任される浜田港運株式会社 名誉会長 宮下義重様へ、南波会長から感謝状及び記念品を贈呈しました。

当協会は昭和 53 年に「中部日本海海難防止協会」を前身として発足し、昭和 59 年に「社団法人日本海海難防止協会」へ、平成 24 年に「公益社団法人日本海海難防止協会」へと移行してまいりましたが、宮下様におかれましては平成元年に理事としてご就任頂き、平成 23 年からは理事・副会長として、長きにわたり当協会と歩みを共にしていただくとともに、当協会の発展に多大なる貢献をしていただきました。

感謝状の贈呈

令和５年度通常総会　第１号議案

事　業　報　告　書

令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで

Ⅰ　船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

１　自主事業

日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究　（若狭湾海域）

日本海側では、冬季の季節風を防ぐために港の北西方向を防波堤で囲み、港内泊地は狭隘で台風や低気圧の発達等による荒天時の錨泊には適さない港が多いのが現状です。

また、港外泊地は冬季の季節風を遮る状況に無く、冬季の入港待機錨泊に適する港湾は限られていることから、冬季着岸待ちの港外錨泊船舶の走錨による海難の蓋然性も高く、更には、最近の台風や低気圧の発達による強風は極大化する傾向にあります。平成年間でも、富山湾内における冬季入港待機錨泊タンカーの走錨からの乗揚げ、台風避難のための錨泊練習船の走錨からの乗揚げ等の海難が発生しています。

これらを踏まえ、令和４年度は、日本海西部の若狭湾海域を対象として、これまで実施した錨泊に関する調査結果も考慮に入れ、錨泊の実態、地理的特性からの避泊地、錨泊における安全対策等を検討し、船舶交通の安全確保について調査報告書としてとりまとめました。

なお、本事業は公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行いました。

事業推進連絡会議	令和４年　５月 18 日（新潟市）
第１回委員会	令和４年　６月 22 日（舞鶴市）
第２回委員会	令和４年 11 月　９日（舞鶴市）
報告書完成	

２　受託事業

地方公共団体及び民間企業等から船舶の航行安全又は海難防止に関する調査研究の委託を受け、対象港湾及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者、学識経験者の委員及び対象港湾を管理、管轄する関係官公庁、委託者により構成する委員会等を設置して調査研究しました。

(1)　「青森県西北沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（青森県西北沖洋上風力合同会社委託　業務期間：令和３年４月１日
～令和６年８月 31 日）

青森県西北沖海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

情報収集・準備

次年度継続

(2)　「境港(江島地区)大型貨物船入出港に伴う船舶航行安全対策検討」

（境港管理組合委託　業務期間：令和３年５月 31 日～令和４年５月 31 日）

境港(江島地区)における大型貨物船の入出港に係る航行安全について調査検討

第２回委員会　　令和４年　４月 19 日

報告書完成

(3)　「境港(外港竹内南地区外)大型旅客船入出港に伴う船舶航行安全対策検討」

（境港管理組合委託　業務期間：令和３年７月９日～令和４年５月 31 日）

境港(外港竹内南地区外)における大型旅客船の入出港に係る航行安全について調査検討

第２回委員会　　令和４年　４月 20 日

報告書完成

(4)　「酒田港港湾計画一部変更に伴う船舶航行安全対策調査」

（山形県委託　業務期間：令和４年１月 12 日～令和４年 10 月 27 日）

酒田港港湾計画一部変更に伴う施設計画に係る航行安全について調査検討

第１回委員会　　令和４年　６月　９日

第２回委員会　　令和４年　８月 31 日

報告書完成

(5)　「(仮称)秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（電源開発株式会社委託　業務期間：令和４年２月７日～令和４年７月 29 日）

秋田県八峰町及び能代市沖合海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

視認シミュレーション実験　令和４年　４月 13 日

第２回委員会　　令和４年　５月 24 日

第３回委員会　　令和４年　７月　５日

報告書完成

(6) 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（秋田中央海域洋上風力発電合同会社委託　業務期間：令和４年３月 24 日

～令和５年３月 29 日）

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖合海域における洋上風力発電計画について調査検討

第１回委員会　　令和４年 12 月　６日

第２回委員会　　令和５年　２月 28 日

報告書完成

(7) 「山形県遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（コスモエコパワー株式会社委託　業務期間：令和４年５月 26 日

～令和５年 11 月 30 日）

山形県遊佐町沖合海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

資料収集・準備

次年度継続

(8) 「三隅港石炭輸送船入港に係る航行安全調査」

（中国電力株式会社委託　業務期間：令和４年７月５日～令和５年３月 28 日）

三隅港における石炭輸送船の入港に係る航行安全について調査検討

第１回委員会　　令和４年　９月 27 日

第２回委員会　　令和５年　１月 23 日

報告書完成

(9) 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（三井物産株式会社委託　業務期間：令和４年７月 28 日～令和４年 11 月 28 日）

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖合海域における洋上風力発電計画について調査検討

第１回委員会　　令和４年　８月 25 日

第２回委員会　　令和４年 10 月 21 日

報告書完成

(10) 「(仮称)秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（電源開発株式会社委託　業務期間：令和４年９月 20 日～令和５年２月 20 日）

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖合海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

第１回委員会　　令和４年 11 月　１日

視認シミュレーション実験　令和４年 11 月 18 日

第２回委員会　　令和４年 12 月 20 日

第３回委員会　　令和５年　１月 17 日

報告書完成

(11)　「新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」

（三井物産株式会社委託　業務期間：令和４年 10 月 17 日～令和５年３月 27 日）

新潟県村上市及び胎内市沖合海域における洋上風力発電計画について調査検討

第１回委員会　　令和４年 12 月 12 日

第２回委員会　　令和５年　２月　７日

報告書完成

(12)　「(仮称)新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査」

（東北電力株式会社委託　業務期間：令和４年 11 月 21 日～令和５年５月 31 日）

新潟県村上市及び胎内市沖合海域における洋上風力発電計画について調査検討

第１回委員会　　令和５年　１月 31 日

視認シミュレーション実験　令和５年　２月 24 日

第２回委員会　　令和５年　３月 14 日

次年度継続

Ⅱ　海難防止に関する事項の周知宣伝

全国海難防止強調運動の実施計画を受け、地方海難防止強調運動推進連絡会議の事務局または構成団体として参画するとともに、海難防止啓発活動のための関連グッズを作成・配布して活用を図りました。

また、当協会の事業概要、海難防止に関する事項等を掲載した会報を年３回発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載しました。

なお、海難防止の周知宣伝は、公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行いました。

１　地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1)　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（構成団体）

（新型コロナウイルス感染拡大のため書面審議。）

(2)　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議（事務局）

(3)　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議（構成団体）

（新型コロナウイルス感染拡大のため書面審議。）

2　海難防止啓発用品の作成・配布

海の手帳、ポスター、ティッシュ等

3　会報の発行

- 第 135 号　　520 部
- 第 136 号　　520 部
- 第 137 号　　520 部

Ⅲ　船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

1　教育指導

依頼がなかったことから講習会の開催はありません。

2　情報提供事業

委託がなかったことから情報提供事業はありません。

貸借対照表

令和５年３月31日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1．流動資産			
現金	472,206	256,826	215,380
預金	16,824,150	5,674,826	11,149,324
未収金	9,801,000	0	9,801,000
仕掛品	10,516,616	14,058,624	△ 3,542,008
流動資産合計	37,613,972	19,990,276	17,623,696
2．固定資産			
(1) 特定資産			
管理運営資産	40,000,000	40,000,000	0
役員退職慰労引当資産	1,793,750	1,531,250	262,500
退職給付引当資産	19,312,500	19,494,375	△ 181,875
特定資産合計	61,106,250	61,025,625	80,625
(2) その他固定資産			
什器備品	1	1	0
電話加入権	12,000	12,000	0
その他固定資産合計	12,001	12,001	0
固定資産合計	61,118,251	61,037,626	80,625
資産合計	98,732,223	81,027,902	17,704,321
Ⅱ 負債の部			
1．流動負債			
未払金	736,642	740,130	△ 3,488
前受金	50,000	0	50,000
預り金	727,335	744,481	△ 17,146
未払消費税等	4,065,900	714,800	3,351,100
役員賞与引当金	466,666	466,666	0
賞与引当金	1,783,333	1,766,666	16,667
流動負債合計	7,829,876	4,432,743	3,397,133
2．固定負債			
役員退職慰労引当金	1,793,750	1,531,250	262,500
退職給付引当金	19,312,500	19,494,375	△ 181,875
固定負債合計	21,106,250	21,025,625	80,625
負債合計	28,936,126	25,458,368	3,477,758
Ⅲ 正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2．一般正味財産	69,796,097	55,569,534	14,226,563
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(40,000,000)	(40,000,000)	(0)
正味財産合計	69,796,097	55,569,534	14,226,563
負債及び正味財産合計	98,732,223	81,027,902	17,704,321

正味財産増減計算書

令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[819]	[3,794]	[△ 2,975]
特定資産受取利息	819	3,794	△ 2,975
受取会費	[6,030,000]	[6,060,000]	[△ 30,000]
正会員受取会費	5,620,000	5,650,000	△ 30,000
賛助会員受取会費	410,000	410,000	0
事業収益	[140,301,700]	[79,167,000]	[61,134,700]
受託事業収益	140,301,700	79,167,000	61,134,700
受取補助金等	[8,585,000]	[8,585,000]	[0]
受取民間補助金	8,585,000	8,585,000	0
雑収益	[40,245]	[44,996]	[△ 4,751]
受取利息	165	216	△ 51
雑収益	40,080	44,780	△ 4,700
経常収益計	154,957,764	93,860,790	61,096,974
(2) 経常費用			
事業費	[123,905,179]	[80,774,118]	[43,131,061]
役員報酬	4,397,523	3,860,501	537,022
給料手当	18,786,481	15,107,602	3,678,879
役員賞与引当金繰入額	350,466	356,999	△ 6,533
賞与引当金繰入額	1,339,283	1,351,499	△ 12,216
役員退職慰労引当金繰入額	197,138	200,813	△ 3,675
退職給付費用	697,727	866,364	△ 168,637
福利厚生費	3,451,706	3,301,534	150,172
委員手当	2,532,000	1,404,000	1,128,000
会議費	4,558,462	2,629,657	1,928,805
旅費交通費	9,728,223	6,635,182	3,093,041
通信運搬費	1,341,385	1,224,077	117,308
消耗什器備品費	45,683	0	45,683
消耗品費	866,920	1,234,583	△ 367,663
修繕費	899,217	607,288	291,929
印刷製本費	4,950,645	4,229,198	721,447
光熱水料費	465,059	383,641	81,418
賃借料	1,957,479	2,021,718	△ 64,239
雑役務費	259,395	254,133	5,262
諸謝金	1,395,000	820,000	575,000
租税公課	4,194,126	2,102,817	2,091,309
委託費	61,408,148	32,024,842	29,383,306
雑費	83,113	157,670	△ 74,557

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
管理費	[16,826,022]	[13,807,922]	[3,018,100]
役員報酬	1,452,500	1,370,833	81,667
給料手当	6,250,194	5,386,816	863,378
役員賞与引当金繰入額	116,200	109,667	6,533
賞与引当金繰入額	444,050	415,167	28,883
役員退職慰労引当金繰入額	65,362	61,687	3,675
退職給付費用	231,336	266,136	△ 34,800
福利厚生費	1,144,441	1,014,197	130,244
会議費	1,041,530	700,212	341,318
旅費交通費	1,246,233	585,438	660,795
通信運搬費	373,544	355,893	17,651
消耗什器備品費	15,147	0	15,147
消耗品費	232,207	335,174	△ 102,967
修繕費	298,143	186,552	111,591
印刷製本費	430,309	451,693	△ 21,384
光熱水料費	154,194	117,850	36,344
賃借料	652,617	621,051	31,566
雑役務費	296,005	288,067	7,938
諸謝金	281,044	284,790	△ 3,746
租税公課	1,344,404	624,373	720,031
支払寄付金	10,000	10,000	0
委託費	735,270	617,533	117,737
雑費	11,292	4,793	6,499
経常費用計	140,731,201	94,582,040	46,149,161
当期経常増減額	14,226,563	△ 721,250	14,947,813
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	14,226,563	△ 721,250	14,947,813
一般正味財産期首残高	55,569,534	56,290,784	△ 721,250
一般正味財産期末残高	69,796,097	55,569,534	14,226,563
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	69,796,097	55,569,534	14,226,563

※決算の書類、財務諸表に対する注記、財産目録等の詳細は当協会ホームページ（https://nikkaikb.com）の「情報公開」に掲載しています。

令和５年度通常総会　第２号議案

役　員　の　選　任　に　つ　い　て

役　員　候　補　者　名　簿

（任期は、令和５年度通常総会終了時～令和７年度通常総会終了時）

（順不同・敬称略）

【理事】

理事	南 波　秀 憲	株式会社リンコーコーポレーション 取締役会長	重任
理事	西 宮　公 平	秋田海陸株式会社 代表取締役社長	重任
理事	大 門　督 幸	伏木海陸運送株式会社 代表取締役社長	新任
理事	有 馬　茂 人	敦賀海陸運輸株式会社 代表取締役社長	新任
理事	安 藤　眞 博	公益社団法人日本海海難防止協会	重任
理事	相 場　　斉	株式会社本間組 土木事業本部部長	重任
理事	五十嵐 英 人	新潟県漁業協同組合連合会 専務理事	新任
理事	五十嵐 由 之	東和造船株式会社 代表取締役	重任
理事	岩 川　祥 二	株式会社加賀田組 取締役専務執行役員営業本部長	重任
理事	笠 原　　力	新日本海フェリー株式会社 執行役員新潟支店長	重任
理事	木 下　　博	七尾水先区水先人会 会長	重任
理事	齋 藤　昌 昭	株式会社植木組 新潟支店長	新任
理事	坂 野　先 司	東亜建設工業株式会社北陸支店 理事支店長	重任
理事	坂 本　和 彦	株式会社三国 代表取締役会長	重任
理事	真 保　髙 弘	佐渡汽船株式会社 常務執行役員海務部長	重任
理事	栖 原　陽 一	新潟水先区水先人会 会長	重任
理事	髙 橋　政 則	酒田水先区水先人会 会長	重任
理事	西 川 順之輔	京都府漁業協同組合 代表理事組合長	重任
理事	細 川　英 邦	株式会社細川産業 代表取締役	重任
理事	丸 山　裕 司	北越物流株式会社 代表取締役社長	重任
理事	森 脇 啓治郎	境水先区水先人会 会長	重任
理事	山 田　浩 一	東洋建設株式会社新潟営業所 所長	重任

【監事】

監事	小 畑　　修	富士運輸株式会社 専務取締役	重任
監事	佐 藤　紳 文	日本海曳船株式会社 代表取締役社長	重任

Ⅱ－４　令和５年度第２回理事会

令和５年度第２回理事会を令和５年６月 16 日(金)ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟において、理事 15 名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項１件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

決議事項

業務執行理事の選定について

承認された業務執行理事

代表理事	(会　　長)	南 波　秀 憲
理　　事	(副　会　長)	西 宮　公 平
理　　事	(副　会　長)	大 門　督 幸
理　　事	(副　会　長)	有 馬　茂 人
理　　事	(専務理事)	安 藤　眞 博

Ⅱ－５　業務予定

内　　容		予　定　月　日
⑴	日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究（陸奥湾海域）　第１回委員会	令和５年　７月　４日
⑵	日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究（陸奥湾海域）　第２回委員会	令和５年 10 月下旬
⑶	会報第 140 号発行	令和６年　１月下旬

Ⅲ　海の安全情報

Ⅲ－１　霧海難防止活動の実施について

～海難事故を未然に防止するために～

第二管区海上保安本部交通部　航行安全課

第二管区海上保安本部では、令和５年６月１日から同年８月 15 日までの間、官民が一体となって「霧海難防止活動」を実施しております。

東北太平洋沿岸は、初夏から夏にかけて霧の多発するシーズンとなり、霧による視界不良のために船舶の「衝突」や「乗揚げ」などの海難の危険性が高くなることから海難事故を未然に防止するための強化期間としております。

昨年の当管区の霧海難防止活動期間においては、霧が原因と思われる船舶事故が３件発生し、内訳としては、大型船同士による衝突海難が１件、漁船による船位喪失による海難が２件で、過去３年間では、最も多い件数となりました。

各保安部署では、海上保安官による訪船指導や漁協、マリーナ及び船舶代理店等への訪問による安全指導に加え、海難防止講習会や港湾工事関係者連絡会等の機会をとらえまして霧海難を防止するための周知活動を実施いたします。また、これに加え AIS や海の安全情報におきましても情報提供を実施しますので、霧の発生するこの時期におきましては、これらの情報に留意いただきますようよろしくお願いいたします。

旅客船に対する訪船指導

海難防止講習会での周知活動

当管区では、今後も海難を防止するために、見張りの徹底を呼びかけるとともに、これからの霧シーズン、台風シーズンを迎えまして、船舶海難を防止するために気象・海象情報の早期入手等の安全指導を強化してまいりますので、海事関係者による海難事故防止に関しましてご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

Ⅲ－２　夏季安全推進活動を実施します！

～遊泳中の事故ゼロを目指して～

第二管区海上保安本部交通部　安全対策課

第二管区海上保安本部では、７月 16 日から８月 31 日までの間を「夏季安全推進活動」期間と定め、特に、遊泳者の事故を防止する活動を行います。

東北地方においては、平成 30 年から令和４年の５年間で、遊泳中の事故が 54 人発生し、そのうち 20 人が死亡又は行方不明となっています。また、遊泳中の事故の９割が開設海水浴場以外で発生しており、18 歳未満による事故も 24 人発生しています。

遊泳中の事故発生状況(H30～R4)

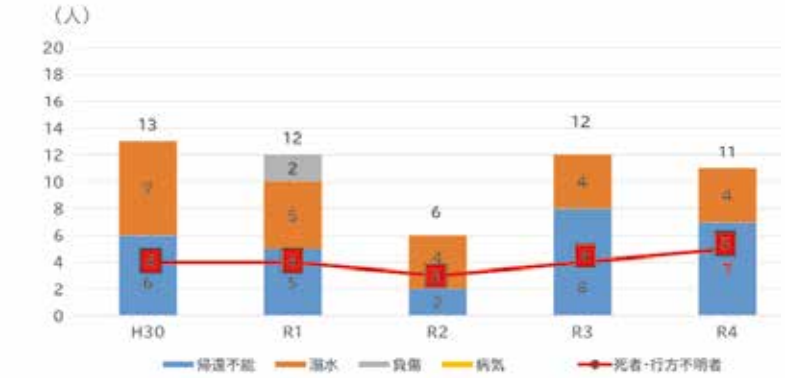

遊泳中の事故発生場所(H30～R４)

18 才未満による遊泳中の事故発生状況(H30～R４)

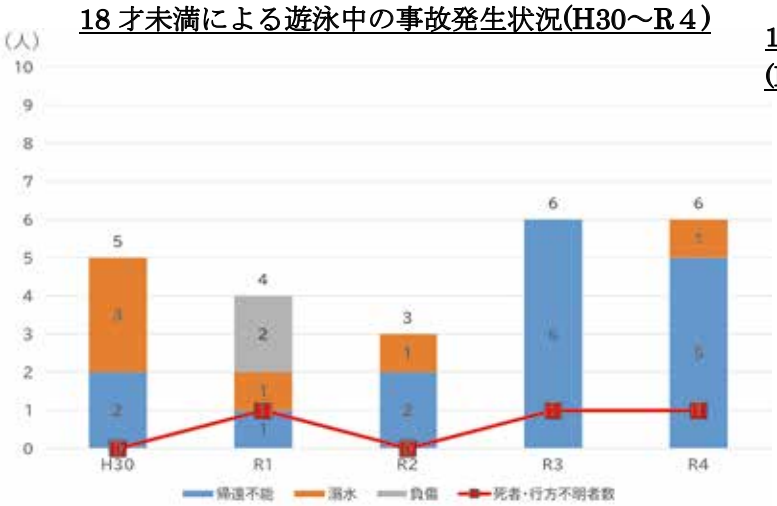

18 才未満による遊泳中の事故発生場所(H30～R４)

このような状況をうけ、第二管区海上保安本部では、開設海水浴場での遊泳をお願いするとともに、各県教育委員会などと連携し、学校からのお知らせや保護者メールなどにより、夏休み前に生徒さんや保護者の皆様へ注意喚起を行い、夏休み期間においては、関係者と協力した海浜での安全パトロールなどを実施します。遊泳される際には、以下に注意の上、安全に楽しく海を楽しみましょう。

Ⅲ－３　荒天時の走錨等に起因する事故の防止に向けて

第八管区海上保安本部交通部 航行安全課

海上保安庁では、平成 30 年９月に発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故を受けて、船舶交通の安全確保の観点から、平成 31 年４月に、同空港周辺海域を含む全国 41 箇所の重要施設周辺海域（交通やライフライン等の断絶、代替手段がないことによる不利益等をもたらす施設）を選定し、荒天時に錨泊制限等を実施しています。

令和２年度に４箇所、令和３年度に１箇所を追加し、現在は 46 箇所となっています。

第八管区海上保安本部においては、米子空港が重要施設として選定されており、重点指導海域（Ⅱ）として、ＡＩＳ等による監視体制強化及び無線等による注意喚起のほか、次ページ掲載のリーフレット「荒天時の走錨等に起因する事故防止について」のとおり、米子空港の航空導灯（西側）を中心とする半径３海里以内の海域において、錨泊の自粛をお願いしております。

なお、重要施設における対応策については次のとおりです。

【対応策】

Ⅰ 監視・指導強化海域 ･･･レーダー、AIS、カメラ等による監視体制強化及び無線等による注意喚起

Ⅱ 重点指導海域 ･･･Ⅰに加えて、強力な指導を行う海域を設定して巡視船艇による直接指導などにより、重点的に警戒する態勢を確保

Ⅲ 規制海域 ･･･Ⅰ及びⅡに加えて、港則法や海上交通安全法による規制

これから台風が日本列島へ接近や上陸しやすい時期を迎えること、近年は台風の勢力が大型化していることも踏まえ、第八管区海上保安本部では引き続き、走錨防止対策の徹底を呼び掛けるとともに、ＡＩＳ等による監視体制の強化及びＡＩＳメッセージやＶＨＦ等による情報提供を続けてまいりますので、船舶を運航する方（船長、運航管理者等）にあっては、これまでに経験したことのない規模や勢力の台風等が日本沿岸に多数襲来することを想定し、『走錨は起こりうる』との認識の下、危機感をもって事故防止への備えをお願いいたします。

荒天時の走錨等に起因する事故防止について

～荒天時における境海上保安部からのお願い～

中海に設置されている米子空港の航空導灯（西側）を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走錨等に起因する事故を防止するため、錨泊の自粛をお願いします。（美保湾を除く）

錨泊の自粛をお願いする期間：気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「暴風」又は「暴風雪」の気象警報が発表又は発表が予測される時から同警報が解除されるまで。

※ 走錨：強風などによって船が錨を引きずりながら流されること。

【荒天時の錨泊自粛海域図】

錨泊の自粛をお願いする期間ではなくとも、『走錨は起こりうる』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- 最新の気象情報等を入手し、影響が少ない海域へ早めの移動（台風の右半円を避ける等）
- 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮（ちちゅう等）
- 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート（船側が必要とする情報の提供、助言）

平成30年9月4日、台風21号による強風の影響で走錨した船舶（油タンカー、総トン数2591トン）が、関西国際空港連絡橋に衝突、船舶交通の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが遮断され、人流・物流に甚大な影響が発生しました。
境海上保安部では、中海で同種事故が発生するのを防止するため、荒天時における錨泊の自粛を求めるものです。
事故防止のため、ご協力をお願いいたします。

〒684－0034 鳥取県境港市昭和町9－1
境海上保安部 交通課
TEL・FAX ： 0859－42－2534

また、海上保安庁ホームページに走錨事故防止に役立つ情報を掲載しておりますので是非ご活用下さい。

○走錨事故防止ポータルサイト

・港外避難、港内の錨泊制限等を勧告・命令する制度

・走錨事故防止ガイドライン＆地域情報

・灯台等で観測した風向・風速等に関する情報

・海洋状況表示システム「海しる」など

（https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html）

Ⅲ－４　ミニボートの事故に注意！

～事故を防止するために～

第八管区海上保安本部交通部 安全対策課

全国で発生している船舶事故は、多くをプレジャーボートが占めています。その中でもミニボートは船の検査や操縦免許も必要なく、手軽に楽しめるマリンレジャーとして近年利用者が増加しており、それに伴いミニボートの事故についても増加傾向にあります。八管区管内でも同様の傾向となっており、ミニボート事故への対策が必要となっています。

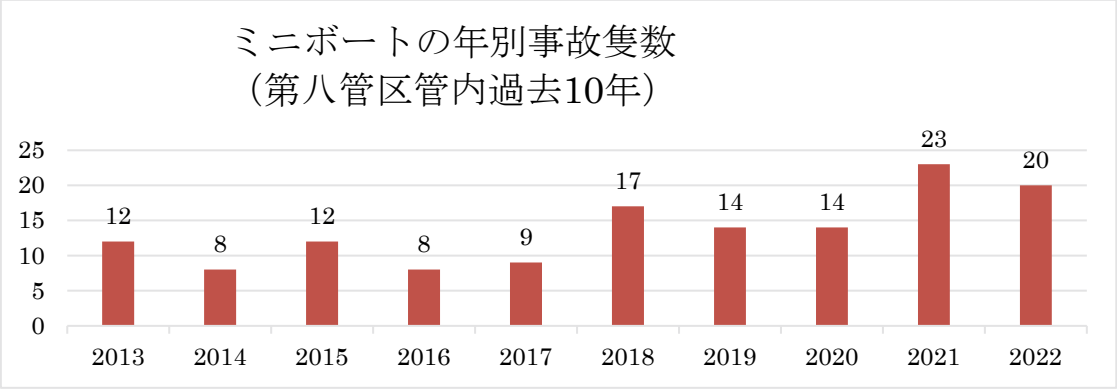

八管区内のミニボートによる事故を種類別にみると、一番多いのは運航不能です。原因は機関故障が多いのですが、オールで漕いで帰ることが出来ない沖まで出ていることも理由です。

また、転覆や浸水も多く発生しています。これは、ミニボートの船体が小さく、波や風、人の乗船位置や荷物の積み方が大きく影響する船であるため、少しの波風でも船内に海水が打ち込んできたり、急に立ち上がる等ちょっとした移動にも影響を受けて大きく傾いたりして事故が発生してしまうのです。

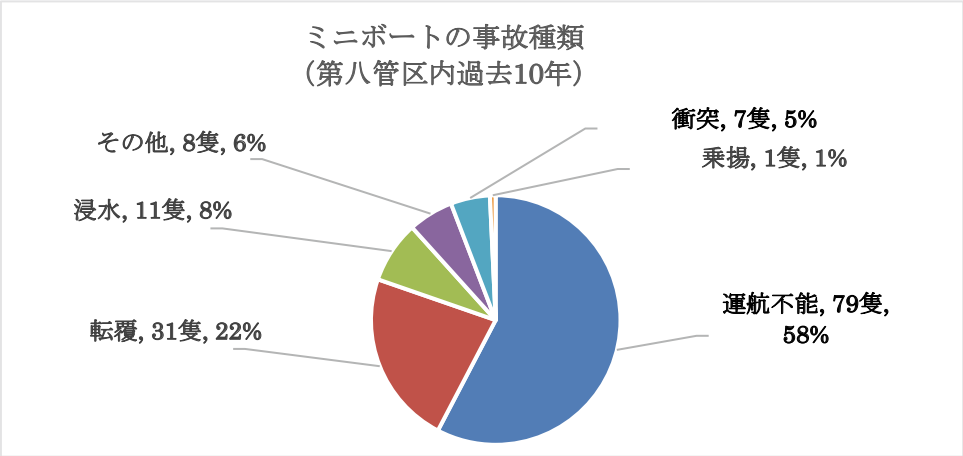

第八管区では、

・海上及び陸上での啓発

・ＳＮＳによる啓発

・八管区独自の取組みである安全推進事業者等認定制度により認定された釣具店等との合同啓発等といった活動を行い、事故防止に努めています。

Ⅲ－５　台風シーズン到来！走錨に注意

～荒天時の走錨等に起因する事故の防止～

第九管区海上保安本部交通部　航行安全課

近年、台風や異常気象等が頻発・激甚化しています。

船舶運航者の皆様にあっては、常に最新の気象・海象情報の早期入手に努め、荒天等に備えた対応、走錨事故防止対策をお願いします。

また、運航管理者や船舶代理店等の関係者の皆様にあっては、以下の情報のほか、船舶運航者に対して事故防止に必要な情報を提供するとともに、適切な助言をお願いします。

【第九管区海上保安本部が行う事故防止のための情報】

○　沿岸域において強風等が予想される場合、海上荒天による走錨に起因する海難を未然に防止するため、当本部から、「走錨注意報」を発表し、国際 VHF や海の安全情報により周知しています。

○　台風襲来や低気圧による暴風などに関する気象情報が発表された場合、港長等から「警戒勧告」「避難勧告」が発令され、地域航行警報や海の安全情報等により周知しています。

※　以下に走錨事故防止に役立つ情報が掲載されてますので、ご活用ください。

走錨事故防止ポータルサイト
（海上保安庁交通部航行安全課）

（https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.htm）

・海域毎の走錨事故防止対策等
・走錨事故防止ガイドライン＆地域情報等
・海の安全情報（沿岸域情報提供システム）
・「海しる」の活用
・走錨に起因する事故防止に役立つ情報　等々

Ⅲ－６　海上安全指導員制度について

第九管区海上保安本部交通部　安全対策課

皆様におかれては、日頃より船舶の事故防止ひいては安心して航行できる海上交通の確保のためご理解ご尽力いただき御礼申し上げます。

さて船の事故を防ぐと言いましても陸上の道路を走る車と違って、何十万トンというタンカーや豪華客船等から１トン未満の漁船やプレジャーボートまで大きさの幅が広く、その利用目的により多種多様となっています。

これらの多くの船が「海上衝突予防法」「海上交通安全法」「港則法」のルールを守り広い日本の海を航行しているのですが、その時々の気象や船の状態並びに海域の特性そして操船者の技量などにより、事故を減らすということは大変な労力を必要とするところとなっています。

事故の状況を船種でみますと第九管区において過去５年では、プレジャーボートによる事故が 252 隻、小型漁船による事故が 108 隻等、20 トン未満の小型船による事故が 396 隻と全体の 86%をしめています。

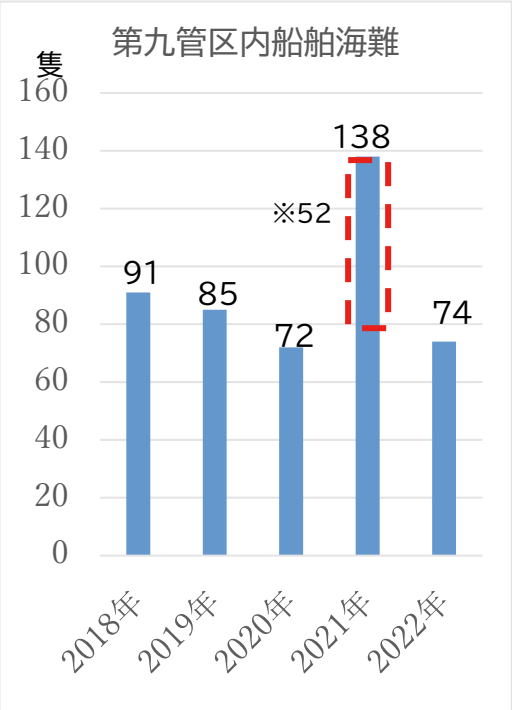

※2021年の138隻のうち52隻は
大雪による転覆や浸水

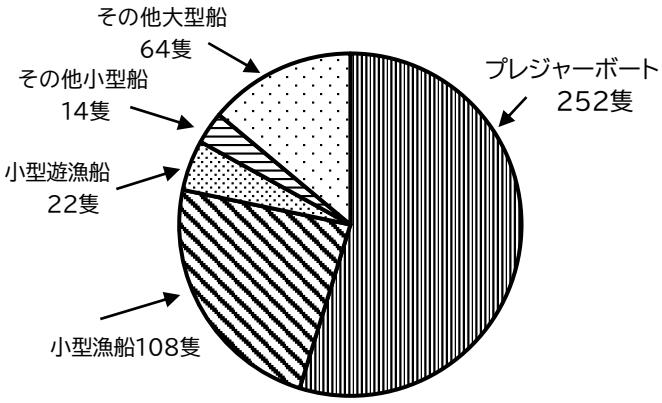

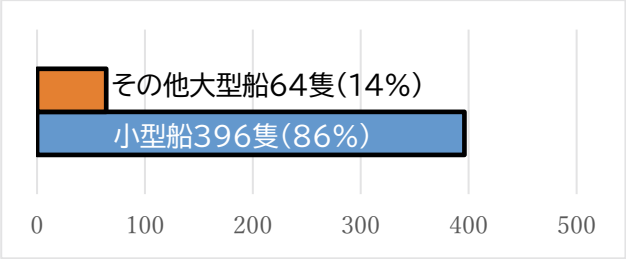

事故隻数の半数以上となっているプレジャーボートについては、日本の好景気で特にいざなぎ景気により所有する人が増加し、これに伴いプレジャーボートによる事故や苦情も増えてきました。

そこで昭和 49 年海上保安庁では、健全かつ安全なマリンレジャー活動を推進させるため、民間有志による安全活動を行っている者を「海上安全指導員」として指名する制度を発足させました。

海上安全指導員の活動内容は、

〇訪船指導

・マリーナ等において行うプレジャーボート乗船者等に対する安全指導

〇安全パトロール

・安全パトロール艇を用いて行う洋上でのプレジャーボート乗船者等に対する安全指導

〇安全教育・啓発活動

・講習会の実施又は当庁が行う講習会の補助、海難防止思想普及啓発活動

となっています。

もう少し具体的に言いますと、ある海域で活動する海上安全指導員の方は、その海域の特徴や気象の変化を把握し、危険が及びそうな場合は仲間内同士だけではなく、他のプレジャーボートに危険回避のための一声をかけたり、所属するマリンクラブ等での集まりの際には安全講習会を開催したりしています。

これら海上安全指導員の方の話を聞きますと、「親切で声かけたのに不満な顔された」とか、「なかなか言うこと聞く人ばかりでなく大変や」との苦労話も聞いたりしますが、あくまでも安全な海を目指して頑張っている様子を見ると、感謝の念に堪えません。

先にも触れましたが海上安全指導員の初期の方々は昭和 50 年頃に「自分たちの楽しめる海は、自分たちも努力して安全な海にしよう」との信念から指定になった人たちですがこれらの方々は高齢ともなってきています。

指導員としての信念は次世代にも受け継がれてきており、それらの方々も熱心に活躍していただいているところですが、なかなか世代交代については苦労しているところです。

また近年では、プレジャーボートの所有者は減ってきていても、海に不慣れな人がミニボートやＳＵＰなどで気軽に海洋に出る等海洋レジャーも多様化しています。

海上安全指導員の方から沖に出ていたミニボートに対して「『今から風吹きだすから帰った方が良いよ』と声をかけて通りすぎたけど、数十分後気になって戻ったら向かい風に苦労してて、連れて帰って来た。」との話を聞いたこともあります。

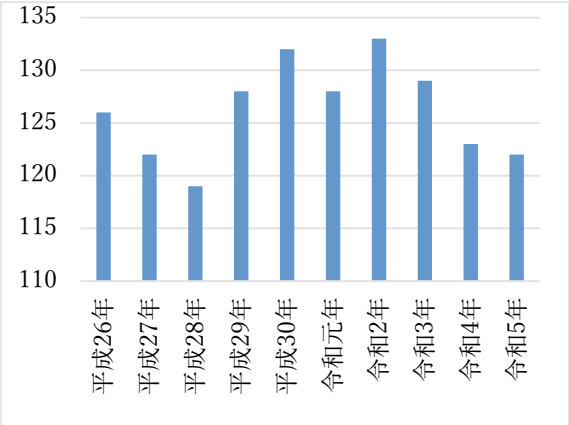

指導員数(第九管区)

指導状況

そこで皆様方の中で「自分たちの楽しむ海は、自分たちも一緒になって安全な海にしよう」とのお気持ちがある方は、是非海上安全指導員になっていただきたいと思います。

指定用件

〇海上安全指導員（管区海上保安本部長が指定）

・年齢 25 歳以上（就業者は年齢 20 歳以上も可）

・小型船舶操縦免許証受有（取得後一年以上）

・養成講習終了

・小型船安全協会、ＰＷ安全協会等（小安協等がないときは保安部署長）の推薦

・過去２年以内に海事関係法令に違反して処分を受けていない

・犯歴者は刑の消滅期間を経過している

〇主任海上安全指導員（管区海上保安本部長が指名）

・海上安全指導員としての活動年数が 10 年以上

・指導員活動実績が顕著

・小型船安全協会、ＰＷ安全協会等（小安協がないときは保安部署長）の推薦

〇安全パトロール艇（管区海上保安本部長が指定）

・船舶安全法及び同法に基づく命令の規定に適合する小型船舶で適正な管理がなされ、管区海上保安本部長が適当と認めた小型船舶

海上安全指導員に指定されますと、海上安全指導員手帳や腕章が貸与され、そして安全パトロール艇に指定されますと、安全パトロール旗、艇に貼るステッカーを掲示して指導にあたることとなります。

手帳

腕章

ビブス(貸与されない
管区もあります)

パトロール旗

パトロール艇ステッカー

なお、海上安全指導員は、活動年数や活動回数によって「保安部長表彰」「管区本部長表彰」「海上保安庁長官表彰」「国土交通大臣表彰」が授与されます。

皆様方が海洋に出て、もしこれらの安全パトロール旗やステッカーを掲げたプレジャーボートを見かけた場合は慰労の一言でもかけていただければ、指導員の方の励みともなるでしょう。

海上安全指導員に興味を持たれ、是非なりたいという方がおられれば、お近くの海上保安部交通課や管区海上保安本部交通部安全対策課にお尋ね下さい。

最後とはなりますが、石川県には「美しい海、安全な海を次代に。」の志を掲げて活動している、「NPO 法人石川県小型船安全協会」が所在していることもご紹介しておきます。

Ⅳ　寄 稿 欄

舞鶴の神様たち（熊野神社）

元舞鶴事務所長　山本勝眞

島根県松江市八雲町に「熊野大社（くまのたいしゃ）」という神社があります。この稿で以前に、「意宇六社（おうろくしゃ）めぐり」や「熊野大社と素戔嗚尊（すさのおみこと）のおはなし」などで、この大社にまつわるお話を紹介させていただいております。

現在「熊野」といえば、熊野三山や熊野古道のある和歌山県の熊野があまりにも有名ですが、しかし熊野という地名について、「古代日本正史」の著者「原田常治（はらだつねじ）氏」は、同著書で、和歌山県の熊野三神（新宮、本宮、那智宮）の神様について触れておられるなかで、『熊野の地名は十二代景行（けいこう）天皇のとき、「素佐之男（すさのお）」の亡くなられた出雲の「熊野」、またその諡号の「神祖熊野大神（かむろぎくまのおおかみ）」の名をとって「熊野」という地名になった。』と述べておられます。「素佐之男」とは、あの大蛇退治の「素戔之男尊（すさのおのみこと）」のことであり、古代出雲から日向に至る広大な地方の支配者であった神様です。

素戔嗚尊は、一八五年ころ六四～五歳（推定）でお亡くなりになり、島根県八束郡八雲村（現松江市八束町）所在の熊野山に、磐座（いわくら）形式（御陵（みささぎ）がお山そのものという形の社）で葬られたとされています。

このように、今日の和歌山の熊野三山に勝るとも劣らない熊野大社があるにもかかわらず、意外と知られてないのが、出雲の国（現松江市）の熊野です。

熊野大社（現松江市八束町）

私は、この話に大変興味をそそられますし、また島根県出身の私にとっては、妙に納得もさせられているのです。

現出雲では、出雲大社があまりにも有名ですし、前出の和歌山の熊野本宮大社や熊野速玉（はやたま）大社の知名度が高いため、出雲の国の熊野大社の名を知っておられる方は少ないのかもしれませんが、島根の熊野大社も大変立派なお社（前の写真）で、出雲一宮ということになっています。

全国には「熊野」と名がつく神社は、その数三千社とも四千社ともいわれており、そのなかには古事記（七一二年）以前の古い時代に祀られたものも多く、だいたいが、「素戔之男尊」と「饒速日尊（にぎはやひのみこと）（素戔之男尊のご三男）」のご関係の神様が合祀されているようです。

さて、前置きが長くなりましたが、

私の住む舞鶴市内にも、熊野神社が九社存在しておりまして、（京都府神社庁の記録）やはり舞鶴市の神社数としては多いほうになります。

今回は九社を代表してというわけではありませんが、舞鶴市字上安久緑生谷に鎮座されている熊野神社を紹介したいと思います。

本地図は「地理院地図(GSI Maps)」から編集

神社は、舞鶴市の中心にある五老ヶ岳公園（この公園は、標高300メートル余りの山の上にあり、ここからは大変風光明媚な舞鶴湾などが一望できるという市民の憩いの場となっています。）への登山のための遊歩道「ロータリーの道」の途中に、ひっそりと鎮座しておられます。

アプローチとしては、国道27号線を東向け「舞鶴税務署口交差点」を北に折れてすぐ舞鶴税務署の西側から北に入り、日星高校のところで西に折れ、300メートルあまりいくと神社に行き着きます。

神社入り口の登り口向かって右側に「熊野神社」の名が彫られた石柱が建てられているのですぐにわかります。

熊野神社の石柱

こちらの石柱のところから、三六段と十四段（石段群が二つに分かれている）が山腹のご本殿に向かって登っており、三六段目を登った踊り場に石造りの明神型鳥居が建っています。鳥居の掲額には、「熊野三社大権現」と彫刻がされています。

また、石段の途中の右側に摂社が一棟ありますが、この社の祭神については名札が消えていてどなたかわかりませんが、お稲荷様（宇迦魂（うかのみたま））ということのようです。

熊野神社登石

摂社（稲荷神社か？）

ご本殿は石段を登り詰めたところに鎮座されておりまして、木造切妻造りで平入（ひらいり）の瓦葺き屋根の建物で、けっこう大きな神社になっています。社殿には外部覆いはなく、正面格子戸から覗き見ると、内部には板戸（内扉）が設けられており、これは締め切られていますので中をうかがい知ることはできませんでした。

熊野神社ご本殿

ご本殿庇に木製額が掲げられていて「熊野神社」と金文字で刻印がされています。

この神社について、神社の氏子のおひとり、大石等氏から熊野神社由緒（メモ書き）をいただきましたが、それによりますと御祭神は、「伊弉諾尊（いざなぎのみこと）」、「速玉男神（はやたまおのかみ）」、「鳴雷神（なるいかづちのかみ）」のお三方で、ご祭神からして、和歌山県新宮市にある熊野速玉大社から勧請したものと思われます。（鳥居の掲額には、「熊野三社大権現」と彫刻がされています）。

ご本殿の掲額

ご本殿内扉

伊弉諾尊は、古代日向の国の西都（現宮崎県西都市）の豪族のおひとりといわれ、伊弉冉尊（いざなみのみこと）とはご夫婦であり、大日霊女貴尊（おおひるめむちのみこと）（現天照大神（あまてらすおおかみ））のご両親であります。

速玉男神は、素戔嗚尊の別名で二世紀ごろ出雲、日向を支配された神様です。

鳴雷神は素戔嗚尊の御三男の饒速日尊（神武天皇ご即位以前大和の大王であった神様です。（京都上賀茂神社には「別雷神」として祀られています。）

熊野神社由緒（メモ書き）には、今から三百七十年余り前、この地の豪族藤原氏の末裔の安久兵左衛門の建立によるとのことですが、もっと昔（三～四世紀ごろ）に勧請されたものであれば、伊弉諾尊は御祭神にはなかったはずです。

前述のとおり、和歌山の熊野速玉大社は、第一二代景行天皇時代（四世紀中葉？）の創建で、もともとは素戔嗚尊をお祀りしていたもので、熊野速玉大社社伝にも、『第一二代景行天皇五八年（四世紀中葉）に現在地に遷座し、神祖熊野大神の名から社名をとったという。』とあります。ところが、熊野三山のうち那智大社の御祭神が伊弉冉尊であることから、後に（八世紀ごろか？）伊弉諾尊（伊弉冉尊の夫神）を祭神に加えたといわれています。（伊弉諾尊と伊弉冉尊は、現天照大神の父母神様ということから、時の権力者により祭神名変更する細工をされたものと考えられます。）

話を舞鶴の熊野神社に戻します。

ご本殿に向かって左側には摂社（境内社）一棟があり、五柱の神様が合祀されています。

五柱の神様は、向かって左から「當勝」「稲荷「久須毘」「大川」「大山祇」の五神の神様です。

熊野神社摂社

ちなみに「當勝」、は大卑弥呼貴尊（現天照大神）のご長男で天忍穂耳尊（諡号正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊）。「稲荷」は、素戔嗚尊の四男（倉稲御魂命、別称宇迦魂）。「久須毘」は大卑弥呼尊の末子熊野楠日尊（諡号天津日高日子波瀲武鵜茅草葺不合尊）。「大川」は保食神

（食物を司る神様）。「大山祇（おおやまつみ）」は主として山を統括する神であります。

なお、大山祇の神は、現在は瀬戸内海の大三島に祀られておられますが、もとは古代日向（現鹿児島県）の隼人地方の豪族で、大日霊子貴尊の協力者であったようです。

繰り返しになりますが、前述のごとく、日本全国に数多くあるといわれている、社名に「熊野」と名の付く神社のほとんどは、和歌山県の熊野三山から勧請されたものなのですが、その熊野三山の大元となったのは、島根県八束郡八雲村（現松江市）の熊野山に磐座形式で祀られている熊野神社です。

磐座形式という神社は、古代もっとも古い形の神社で、ご本殿の建物をもたず、お山そのものをご本殿とする形の神社のことで、奈良桜井市の大神（おおみわ）神社をはじめとして、京都亀岡市の出雲神宮などがこの形の神社です。

島根の熊野大社には、一八五年ごろ出雲（現松江市）でお亡くなりになった素戔嗚尊が祀られております。

新宮市の熊野速玉大社は、「第一二代景行天皇五八年の遷座」とありますのでおそらく三百年（神武天皇即位年二四一年から推定）ころ、この地に祀られたのではないかと思いますが、第十代崇（す）神天皇（じんてんのう）をはじめ、このころの天皇は、神武天皇即位以前に、大和地方を治めておられた大王を大変大事にされておられたようですので、景行天皇もそれにならって創始されたのではないかと思っています。

なお、新宮市の熊野速玉大社の御祭神速玉男は伊弉冉尊と（書き換えられた）されていますが、本当は「速玉」は素戔嗚尊の別名でありますし、熊野という地名も松江市の熊野山から来ているものと思われます。

素戔嗚尊の諡号は「加夫呂伎熊野大神櫛御気野尊（かぶろぎくまののおおかみくしみけぬのみこと）」（加夫呂伎は神祖のこと）と申されます。

ちなみに、舞鶴市内には、ほかに以下の地に、熊野神社がまつられています。

大丹生オセ方が谷 688 番地、大波下ハニハ 62 番地、観音寺アマコエ 48 番地

久田美中島 1566-5 番地、桑飼上小原 625 番地、杉山追谷 448-1 番地、

泉源寺小字堂の奥 991 番地、三日市奥谷 192 番地

「かがやく海　正しい操船　きれいなマナー」

「少しくらい　これくらい　そんな油断が事故のもと」

会　　報　　第１３９号

令和５年７月発行

発 行 所　新潟市中央区竜が島１丁目９番２号
公益社団法人　日本海海難防止協会
〒950－0072
電　話（025）247－8531
ＦＡＸ（025）247－0316
E-mail nikkaikb@poem.ocn.ne.jp
URL　https://nikkaikb.com

(公財)日本海事センターから補助を受け発行しております。

印 刷 所　　株式会社 ウィザップ